

ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善に係る意見書

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に 35 人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田元文部科学大臣も、改正義務標準法にかかる国会答弁の中で、30 人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 複式学級を解消したうえで、小規模校への支援拡充をすること。
5. 特別支援学級籍の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 6 月 30 日

鹿児島県西之表市議会